

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年5月22日（令和7年（行個）諮問第130号）

答申日：令和8年7月17日（令和8年度（行個）答申第103号）

事件名：本人が送付した特定日受付の書面（特定矯正管区保有）の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月22日付け○管発第1375号により特定矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書は、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

（1）決定後、令和6年10月4日に届いたが、特定年月日B受付の2頁目は届いたが、1頁目が届いておらず、正しく請求した文書を届けなければならない。

（2）届かない以上は不服がある為、審査請求をする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和6年7月29日受付保有個人情報開示請求書により、本件請求保有個人情報を含む複数の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、これを受けた処分庁が、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報として、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、処分庁において、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報として、本件対象保有個人情報だけを特定したことに不服があるものと解されることから、以下、原

処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 本件開示請求を受け、処分庁において、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報を特定すべく探索したところ、本件対象保有個人情報の保有が認められたことから、処分庁は、令和6年8月7日付け意思確認書をもって、審査請求人に対し、その旨情報提供するとともに、期限を定め、当該請求を維持するか否かの意思表示をするよう求めたものの、審査請求人から当該期限までに何らの回答が得られなかったことから、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報として、本件対象保有個人情報を特定した上で、原処分を行ったものであり、その手続に違法又は不当な点はない。
- (2) また、本件審査請求を受け、処分庁において、再度の探索を行い、文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等についても探索したが、上記探索結果を覆す保有個人情報の存在は確認できなかった。
- (3) なお、審査請求人は、審査請求書において、「特定年月日B受付の2頁目は届いたが、1頁目が届いておらず」と記載しているところ、本件文書の右肩に「2」と数字が記載されていることから、同様に「1」と記載された文書が存在し、当該文書についても、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報が記録された文書として特定すべきである旨主張しているものと解される。
- (4) この点について、処分庁に確認したところ、特定年月日B受付の審査請求人から送付された封筒には、審査請求人が主張するとおり、本件文書の他に、本件文書以外の文書（以下「別件文書」という。）が同封されていたものの、別件文書には、審査請求人が処分庁に対して行った、別件開示請求に係る不服等が記載されており、本件請求保有個人情報が、「（略）○管（情）窓口から届いた求補正書、意思確認に対して私が窓口に送付した文書（略）」に記録された保有個人情報であることからすれば、別件文書は、当該求補正書及び意思確認に対して審査請求人から送付された文書であるとは認められないことから、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報ではないと判断したとのことであり、その説明に不自然な点はない。

- 3 以上のとおり、処分庁担当者において十分に探索を尽くした上で、本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報として、本件対象保有個人情報を特定し、これを開示した原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年5月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

- ③ 同年 7 月 3 日 審査請求人から意見書及び資料を収受
④ 令和 8 年 7 月 1 0 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報を含む複数の保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求保有個人情報につき、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の特定の妥当性を争うものと解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において、諮問庁から提示を受けた別件文書を確認したところ、別件文書には、審査請求人が処分庁に対して行った別件開示請求に関する内容が記載されていると認められる。

そうすると、審査請求人が追加特定を求める保有個人情報が本件請求保有個人情報に合致する保有個人情報ではないと判断した旨の上記第 3 の 2 (4) の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情は認められない。

- (2) さらに、諮問庁が説明する上記第 3 の 2 (2) の探索の範囲等について、特段問題があるとは認められない。

- (3) したがって、特定矯正管区において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、特定矯正管区において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

- 1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）
特定年月日 A 付（特定月日受付）の私の開示請求で○管（情）窓口から届いた求補正書、意思確認に対して私が窓口に送付した文書のすべて。
- 2 本件対象保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）
本件文書 特定年月日 B 受付「特定月日受付に付いて、特定年月日 C 付、意思確認について。」と題する書面